

令和6年度技能検定「受検手数料減免」について

平成29年度後期から、技能検定2級及び3級の実技試験受検者で、35歳未満の方を対象に受検手数料の減免措置を行っています。

令和6年前期試験以降は次のように対象者が変更となりましたので、受検申請される際にご参考ください。

受検手数料減免対象者【令和6年前期～】

年齢等:「25歳未満」在職者

等級:2級・3級受検者

変更

「23歳未満」在職者 及び在校生

3級受検者

Q&A

Q 受検手数料の減免とはなんですか？

A ものづくり分野等に従事する人材の確保・育成を目的として、技能検定試験の受検手数料を、一部減額しているものです。

Q 減免の対象者の判定基準日はいつですか？

A 実技試験実施日が属する年度の4月1日時点です。

Q 在職者とはどのような方ですか？

A 雇用保険被保険者を指します。受検申請の際に雇用保険被保険者であることを申告してください。

Q 在職はいつの時点で判断されますか？

A 受検申請時での時点で判断いたします。

※受検申請以降に退職した場合も、受検申請時に在職者である場合は減免対象者となります。

Q 受検する技能検定職種以外の職種に従事していても減免の対象となりますか？

A 職種については問いませんが、技能検定受検資格を有している場合には対象となります。

Q 在校生とはどのような方ですか？

A 次の施設の訓練生及び在校生（受検資格を有する者に限る）を指します。

(ア) 公共職業能力開発施設（短期間の訓練課程の職業訓練を除く）

(イ) 認定職業訓練施設（短期間の訓練課程の職業訓練を除く）（現に雇用されている者を除く）

(ウ) 職業能力開発総合大学校

(エ) 高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）、特別支援学校（高等部に限る）、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校

Q 減免額を教えてください。

A 減免率（額）は、在職者の場合は検定手数料の2分の1以内（手数料が18,200円の場合、9,000円）、

在校生の場合は検定手数料の4分の1以内（手数料が18,200円の場合、4,500円）です。

※ 上記のほか、北海道の条例により、在校生の方は実技試験受検手数料の3分の1以内（手数料が18,200円の場合、6,000円）の金額が減額されます。

このほか各職種（作業）の受検手数料などは、受検案内書をご覧ください。

《北海道職業能力開発協会 技能検定課》

TEL 011-825-2386